

この資料は業務の参考のための仮訳です。利用者が当情報を用いて行う行為については、利用者の責任でお願いいたします。

横浜植物防疫所

植物検疫措置に関する国際基準

ISPM 7

植物検疫証明システム

2011 年採択 ; 2016 年出版

FAO は、本書の内容の使用、複製及び配布を奨励する。FAO を情報源及び著作権者として示し、かつ FAO が使用者の見解、製品又はサービスの内容を支持するような表現を避ける限りにおいて、私的な調査、研究、教育、非商業的な製品又はサービスでの使用を目的とするのであれば、内容の複写、ダウンロード及び印刷を行ってもよい。

この ISPM を複製する場合には、この ISPM の最新採択版が www.ippc.int でダウンロードできることを付記すること。

翻訳、翻案権、転売その他の商業利用権に係る全ての問合せは <http://www.fao.org/contact-us/licencerequest> を通じて行うか、copyright@fao.org に連絡すること。

FAO の様々な文献は、FAO ウェブサイト (www.fao.org/publications) で入手が可能であり、また publicationssales@fao.org を通じて購入できる。

本書において使用している名称及び資料の表現は、いかなる国、領土、都市又は地域、若しくはその関係当局の法的又は開発上の地位に関する、又はその国境若しくは境界の決定に関する、国際連合食糧農業機関 (FAO) のいかなる見解の表明を意味するものではない。特定の企業又は製品についての言及は、特許の有無にかかわらず言及のない類似の他者よりも優先して FAO に是認又は推奨されたものではない。本書中で表された著者の見解は、必ずしも FAO の見解又は方針と一致するものではない。

出版の過程

基準の公式な部分ではない

1994 年 5 月 CEPM-1 がトピックに輸出証明システム (1994-002) を追加した。

1995 年 専門家作業部会 (EWG) は草案を作成した。

1995 年 5 月 CEPM-2 が草案を修正し、加盟国協議用に承認した。

1995 年 加盟国協議

1996 年 5 月 CEPM-3 が採択用に草案を修正した。

1997 年 11 月 第 29 回 FAO 会議が基準を採択した。

ISPM 7.1997. 輸出証明システム. FAO、ローマ、IPPC.

2006 年 4 月 CPM-1 がトピックに ISPM 7 (2006-034) の改訂を追加した。

2006 年 11 月 SC が ISPM 7 及び 12 の改訂仕様書 38 を承認した。

2008 年 2 月 EWG が ISPM 改正案を修正した。

2009 年 6 月 SC が改正案を修正し、加盟国協議用に承認した。

2010 年 2 月 加盟国協議

2010 年 5 月 SC7 が基準を修正した。

2010 年 11 月 SC が採択用に基準を修正した。

2011 年 3 月 CPM-6 が修正された基準を採択した。

ISPM 7.2011. 植物検疫証明システム. FAO、ローマ、IPPC.

2015 年 3 月 CPM-10 が「植物検疫上のステータス」に関連するインク修正に留意した。

2015 年 6 月 IPPC 事務局は、CPM-10 (2015) からの基準手続きの廃止に沿ったインク修正及び再構成を反映した。

出版過程の最新の修正: 2015 年 12 月

目次

採択

序論

適用範囲

参照

定義

要件の概要

要件

1. 法的権限
2. NPPO の責任
 - 2.1 管理責任
 - 2.2 作業責任
3. 資源及びインフラ
 - 3.1 職員
 - 3.2 植物検疫輸入要件の情報
 - 3.3 規制有害動植物に関する技術的情報
 - 3.4 材料と施設
4. 文書化
 - 4.1 植物検疫証明書
 - 4.2 文書の手続き
 - 4.3 記録保管
5. 連絡
 - 5.1 輸出国内の連絡
 - 5.2 NPPO 間の連絡
6. 植物検疫証明システムの見直し

付録 1: 植物検疫証明書を発給する官憲に対するガイドライン

採択

この基準は、1997年11月に開催された第29回FAO総会によって輸出証明システムとして採択された。最初の改正は、2011年3月に第6回植物検疫措置に関する委員会によって現在の基準として採択された。

序論

適用範囲

この基準は、国家植物防疫機関（NPPO）によって確立される植物検疫証明システムの要件を含み、その構成要素を説明する。

植物検疫証明書¹（輸出のための植物検疫証明書及び再輸出のための植物検疫証明書）の作成と発給のための要件及び指針は、ISPM 12（植物検疫証明書）に記載されている。

参照

この基準は、植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）を参照する。ISPMは国際植物検疫ポータル（IPP）<https://www.ippc.int/core-activities/standards-setting/ispms>から入手できる。

IPPC. 1997. *International Plant Protection Convention*. Rome, IPPC, FAO.

定義

この基準で使用される植物検疫用語の定義は、ISPM 5（植物検疫用語集）に記載されている。

要件の概要

植物検疫証明書は、積荷が植物検疫輸入要件を満たしていることをNPPOに保証するために、輸出又は再輸出された積荷について発給される。

輸出国のNPPOは植物検疫証明を行う唯一の権限を有し、立法上及び行政上の要件を扱う管理システムを確立するべきである。NPPOは、植物、植物生産物及びその他の規制品目のサンプリング及び検査、有害動植物の発見と同定、作物のサーベイランス、処理の実施及び記録保持システムの確立及び維持等の運用上の責任を負う。

これらの機能を行うに当たり、輸出国のNPPOは必要な技術及び資格を有する職員を備えているべきである。認可された非政府職員は、技術及び資格を有し、NPPOに対する責任を有する場合に、特定の証明職務を行うことができる。輸入国の植物検疫輸入要件に関する公的な情報は、輸出国のNPPO職員が利用できるようにするべきである。輸入国の規制有害動植物に関する技術的情報、並びにサンプリング、検査、検定及び処理に用いる設備も、植物検疫証明に関わる職員が利用できるようにするべきである。

輸出国のNPPOは関連する証明手順を文書化するシステムを維持すべきである。すべての手順について指針及び指示書を利用可能にすべきである。植物検疫証明書の発給につながるすべての活動記録が維持されるべきである。

輸出国及び輸入国のNPPOは、それぞれの連絡先を通じて公的な連絡を維持すべきである。植物検疫輸入要件に関する情報及び不適合は連絡されるべきである。

¹ IPPCは輸出目的の「植物検疫証明書」及び再輸出目的の「再輸出のための植物検疫証明書」に言及している。この基準においてはこれらの用語を簡略かつ明確に使用するために、「輸出のための植物検疫証明書」と「再輸出のための植物検疫証明書」が用いられる。「植物検疫証明書」（複数形）は、両方の種類の証明書を対象とするために使用される。

要件

IPPCはその第5条の1において次のように定めている。

各締約国は、輸出される植物、植物生産物その他の規制品目及びそれらの積荷が証明書に合致することを確保する目的で、植物検疫証明のための措置をとる…

したがって、各締約国は、植物、植物生産物及び他の規制品目が輸入締約国の植物検疫輸入要件に適合していること、並びに規制有害動植物が存在しないことを証明するための植物検疫証明システムを開発並びに維持するべきである。植物検疫証明書の発給システムには、法的権限、管理上及び運営上の責任、資源及びインフラ、文書化、連絡及びシステムの見直しといった構成要素が含まれる。

1. 法的権限

NPPO は、輸出及び再輸出について植物検疫証明システムを行使、開発及び維持する法的又は行政的手段による唯一の権限を有すると共に、この権限を行使するに当たり、IPPCの第4条の2(a)に従ってその行動に法的責任を負うべきである。

NPPOは植物検疫輸入要件を満たさない積荷の輸出を防ぐ権限を持つことができる。

2. NPPOの責任

植物検疫証明システムを実施するに当たっては、NPPOは以下に示す管理及び運用上の責任を有するべきである。

2.1 管理上の責任

NPPOは植物検疫証明に関するすべての立法上及び行政上の要件が満たされていることを確保する管理システムを持ち、以下を行うことができるべきである。

- 植物検疫証明システムに責任を有するNPPO内部の者又は部局を特定すること
- 植物検疫証明に関わるすべての職員の義務及び連絡系統を特定すること
- 適切な資格及び技術を有する職員を雇用又は認可すること
- 適切かつ持続的な訓練が行われることを確保すること
- 適切な職員及び資源が利用できることを確保すること

2.2 運用上の責任

NPPOは以下の機能を行うための能力を有しているべきである。

- 植物検疫証明に必要な場合は、植物検疫輸入要件に関する情報を文書化し維持すると共に、適切な作業指示を職員に提供する
- 植物検疫証明に関連する目的での、植物、植物生産物及び他の規制品目の検査、サンプリング及び検定を実施する
- 有害動植物を検出及び同定する
- 植物、植物生産物及びその他の規制品目を特定する
- 必要な植物検疫処理を実施、監督又は監査する
- 植物検疫証明書で証明される植物検疫輸入要件が遵守されているかどうかを確認するための調査、監視及び管理活動を行う

- 植物検疫証明書を作成し発給する
- 適切な植物検疫手順が確立され正しく適用されたことを確認する
- 不適合通知があればこれを調査し、（必要に応じて）是正措置を講じる
- 植物検疫輸入要件を満たすことを確実にするための作業指示書を作成する
- 発給された証明書の謄本及び他の関連文書を保管する
- 植物検疫証明システムの有効性を見直す
- 植物検疫証明書の不正な発給並びに使用及び利益相反等の潜在的問題に対する防護措置を可能な限り講じる
- 職員の訓練を行う
- 認可された職員の能力を確認する
- 適切な手段を通じて、輸出前植物検疫証明後の積荷における植物検疫上の安全を確保する

3. 資源とインフラ

3.1 職員

輸出国の NPPO は植物検疫証明活動の義務及び責任に適した技術的な資格及び能力をもつ職員を有するか、又はそのような職員を利用できる環境にするべきである。職員はセクション 2.2 に記載する職務を行うための訓練と経験を有するべきである。

技術的な資格を有し、これらの職務を実施するのに必要な能力、専門知識及び訓練を有することに加え、職員は植物検疫証明の結果に対して利益相反があるべきではない。植物検疫証明書を発給する官憲のためのガイドラインは付録 1 [作成中、必要に応じて修正]において提供される。

植物検疫証明書の発給を除き、非政府職員は指定の植物検疫証明機能を行うことを NPPO によって認可される場合がある。認可には、このような職員は資格と能力を有し、NPPO に対して責任を有しているべきである。公的な職務行使における独立性を確保するために、職員は政府職員と同等の制限及び義務を課され、結果に影響をあたえる可能性のある利益相反（例 財政的あるいはその他）を持たないようにすべきである。

3.2 植物検疫輸入要件に関する情報

植物検疫証明は輸入国からの公的情報に基づくべきである。輸出国の NPPO は可能な限り、輸入国の植物検疫輸入要件について、最新の公的情報を利用すべきである。このような情報は IPPC の第 7 条の 2(b)、第 7 条の 2(d)及び第 7 条の 2(i)、並びに ISPM 20（策定された規則の周知に関する要素（植物検疫輸入規制制度に関する指針））に準じて利用可能にすべきである。

3.3 規制有害動植物に関する技術的情報

植物検疫証明に関わる職員は、輸入国の規制有害動植物について、以下に挙げる適切な技術的情報を提供されるべきである。

- 輸出国における当該有害動植物の存在と分布
- 当該有害動植物の生態、サーベイランス、検出及び同定
- 適当な場合、処理を含む当該有害動植物の防除手段

3.4 材料と施設

NPPO はサンプリング、検査、検定、処理、積荷確認及び他の植物検疫証明手続きを実施するために適切な設備、材料及び施設が利用できることを確実にすべきである。

4. 文書化

NPPO は適用される関連手順を文書化し、記録維持（文書の保管及び検索を含む）のためのシステムを持つべきである。このシステムは植物検疫証明書及び関連する積荷とそれに含まれる部分のトレーサビリティを可能にすべきである。このシステムはまた植物検疫輸入要件への適合確認が可能なものであるべきである。

4.1 植物検疫証明書

植物検疫証明書は IPPC の下に説明された植物検疫証明プロセスが行われたことを保証する文書である。IPPCの附属書に記載する植物検疫証明書の見本が使用されるべきである。具体的な指針は ISPM 12 に示されている。

4.2 手続きの文書化

NPPO は必要に応じて、植物検疫証明システムのすべての手続きを扱う指針文書及び作業指示書を適切に維持すべきである。これには以下を含む。

- 検査、サンプリング、検定、処理及び積荷の同一性及び完全性の確認を含む ISPM 12 に記載される植物検疫証明に関連する特定の活動
- 公的な印及び表示に関するセキュリティの維持
- 輸出前の製造、取扱及び輸送のすべての段階を通じた（適当な場合は）積荷の確認及び植物検疫セキュリティを含む、積荷のトレーサビリティの確保
- 輸入国の NPPO からの不適合通知の調査。輸入国の NPPO が要求する場合、かかる調査の結果の報告（この手続きは ISPM 13（不適合及び緊急行動の通報のための指針）に準拠するべきである）。
- 不適合通知以外の手段で NPPO が不適合の植物検疫証明書の存在に注目した場合のこれらの取消し又は不正使用の調査。

これに加えて、NPPO は利害関係者（例えば、生産者、ブローカー、貿易業者）との協力のために、植物検疫証明に関連した文書化された手順を定めることができる。

4.3 記録保持

一般に、植物検疫証明に関連するすべての手続きについて、記録が保持されるべきである。検証とトレーサビリティの目的のために適切な期間（少なくとも 1 年間）、植物検疫証明書のコピーが NPPO によって保持されるべきである。

植物検疫証明書が発給される積荷のそれぞれにつき、記録が保持されるべきである。

- 実施された検査、検定、処理又は他の確認
- 採取されたサンプル
- これらの職務を行った職員の氏名
- 当該活動が行われた日
- 得られた結果

記録は適切な期間(少なくとも1年間)保持されるべきであり、NPPOはこれらの記録を検索することができるべきである。記録文書の標準化のために、安全で電子的な保管・検索システムの使用が推奨される。

植物検疫証明書が発給されなかった不適合積荷についてもそのような記録を保持することが有用であるかもしれない。

5. 連絡

5.1 輸出国内の連絡

NPPOは以下について関連政府部局及び機関、認可された職員並びに製造業者、仲介業者、輸出業者その他の関係者等の業界との時宜を得た連絡を行うための適切な手順を有するべきである。

- 他の諸国の植物検疫輸入要件
- 有害動植物ステータス及び地理的分布
- 運用手続き

5.2 NPPO間の連絡

IPPC第8条の2:

締約国は、この条約の実施に関する情報の交換のための連絡先を指定する。

公的な連絡はコンタクトポイントに送られる及びコンタクトポイントから送られるべきである。ただし、特定の情報又は活動(例えば、不適合の通知など)に関しては、NPPOはそのような事項に関する代替連絡先を指定することができる。

輸出国のNPPOに植物検疫輸入要件を提示するためには、IPPC第7条の2(b)に従って、また輸出国のNPPOの要請に応じて、輸入国、できればIPPCのコンタクトポイントによって明確かつ正確な情報が提供されるべきである。この情報は地域的植物防疫機関(RPPO)又は国際植物検疫ポータル(IPP) (<https://www.ippc.int>)からも得られる。NPPOは公式の植物検疫輸入要件をFAOの公式言語の1つ、できれば英語でRPPO又はIPP上で提供するよう奨励されている。輸出国のNPPOは輸出業者に対し、このような情報を提供することを求め、要件に変更があればそれを通知することを促すこともできる。

輸出国のNPPOは植物検疫輸入要件の明確化及び確認のために、必要に応じて輸入国のIPPCのコンタクトポイントと連絡を取るべきである。

植物検疫証明後に輸出された積荷が植物検疫輸入要件に適合していない可能性があることを輸出国のNPPOが認識した場合は、輸入国のIPPCのコンタクトポイント又は指定された代替連絡先はできる限り早くその旨を伝えられるべきである。不適合が輸入時点で確認された場合は、ISPM 13が適用される。

6. 植物検疫証明システムの見直し

NPPOは、自国の輸出植物検疫証明システムのすべての側面の有効性を定期的に見直し、必要があればシステムへの変更を行うべきである。

この付録は参照目的だけのためのものであり、基準の規定部分ではない。

付録 1：植物検疫証明書を発給する官憲に対するガイドライン

[作成中、必要に応じて修正]